

# 第6次地域管理経営計画書

(大分北部森林計画区)

計画期間  
自 令和 6年4月 1日  
至 令和 11年3月 31日

九 州 森 林 管 理 局



## はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施業や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

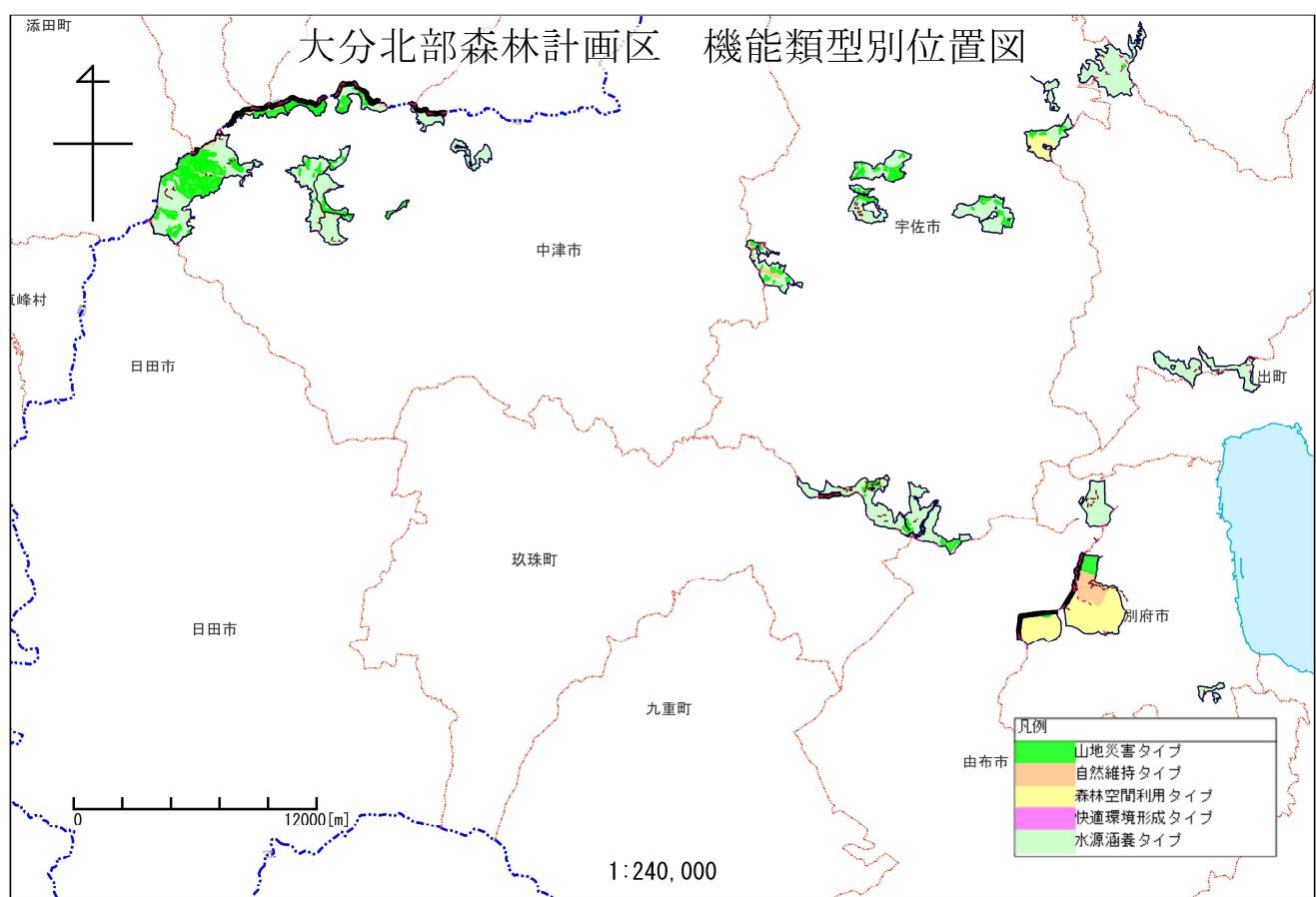
国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において、森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、「国民の森林」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていく。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の大分北部森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

大分北部森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行う。







## 目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	1
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	1
③ 持続可能な森林経営の実施方向	2
④ 政策課題への対応	3
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	4
① 機能類型ごとの管理経営の方向	4
② 地区ごとの管理経営の方向	5
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	7
① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及	7
② 林業事業体・林業経営体の育成	7
③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援	7
④ 森林・林業技術者等の育成支援	8
⑤ その他	8
(4) 主要事業の実施に関する事項	8
① 伐採総量	8
② 更新総量	9
③ 保育総量	9
④ 林道の開設及び改良の総量	9
(5) その他必要な事項	9
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	10
(1) 巡視に関する事項	10
① 山火事防止等の森林保全巡視	10
② 境界の保全管理	10
(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	10
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	10
(4) その他必要な事項	10
3 林産物の供給に関する事項	10
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	10
(2) その他必要な事項	11
4 国有林野の活用に関する事項	11
(1) 国有林野の活用の推進方針	11
(2) 国有林野の活用の具体的手法	11
(3) その他必要な事項	11

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項	1 2
(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項	1 2
(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	1 2
(3) その他必要な事項	1 2
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	1 2
(1) 国民参加の森林に関する事項	1 2
(2) 分収林に関する事項	1 2
(3) その他必要な事項	1 2
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 3
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1 3
(2) 地域の振興に関する事項	1 3
(3) その他必要な事項	1 3

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画区における国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献する。

#### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、大分北部森林計画区を管轄区域とする国有林野 6,440ha であり、大分県の北部に位置し、別府市、中津市、宇佐市、豊後高田市、杵築市及び日出町の 5 市 1 町に所在しており、大部分は山国川、大分川及び駅館川等の源流部に位置している。

これら河川の源流部に位置する国有林野は、そのほとんどが水源かん養保安林を主体とした保安林に指定されており、下流部の中津市及び宇佐市等の水がめとして重要な役割を担っている。さらに、別府市の鶴見岳及び由布岳に位置する国有林野は、そのほとんどが土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害の防止に重要な役割を果たしている。

英彦山系及び耶馬溪や鶴見岳・由布岳などの国有林野では、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹の天然林が保存されており、由布・鶴見岳自然休養林が設定されている。さらに、良好な自然環境が保全されていることから、耶馬日田英彦山国定公園や阿蘇くじゅう国立公園等にも指定され、登山などの森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用されている。

#### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、大分西部森林管理署が管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は 6,440ha で、計画区全体の森林面積 122,400ha に対して 5% を占めている。

主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、マツ類、広葉樹ではクヌギ、ナラ類、カエデ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林 2,422ha、針広混交林 1,463ha、広葉樹林 2,368ha となっている。

蓄積は 1,611 千m<sup>3</sup>で計画区全体の蓄積 38,466 千m<sup>3</sup>に対して 4% を占めている。また、人工林面積は 3,509ha で人工林率は 54% となっている。

森林の種類は、普通林が 166ha で 3%、制限林が 6,275ha で 97% となっている。なお、制限林の 99% が保安林であり、そのうち水源かん養保安林が 66% となっている。

○ 大分北部森林計画区内の森林資源状況				単位 ha、m <sup>3</sup>
区分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	3,509	2,669	263	6,440
蓄 積	1,129,055	481,756	0	1,610,811

注：合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画の計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積の主伐は、令和 2 年度の九州豪雨の影響による林道等の被害によってアクセスが困難となった伐採計画箇所等の実行ができなくなったため、計画量を下回った。また、

間伐においても林道が豪雨等の自然災害を受けたことより一部実行を見送ったことから計画量を下回った。

造林面積については、更新対象となった箇所から実行したが、主伐実行量の減少によりこれに連動して計画量を下回った。

林道等の開設・拡張については、豪雨等による被災箇所など計画以外の災害復旧事業を優先して実行する必要が生じたことにより計画を下回った。

#### ○ 主要施策に係る計画量と実行量

項目	計画	実行
伐採立木材積	291,872 m <sup>3</sup>	138,996 m <sup>3</sup>
主伐	111,296 m <sup>3</sup>	50,944 m <sup>3</sup>
間伐	180,576 m <sup>3</sup>	88,052 m <sup>3</sup>
造林面積	200ha	64ha
人工造林	198ha	64ha
天然更新	2ha	0ha
林道等の開設又は改良	開設：16.1km 改良：23 箇所	開設： 2.2km 改良：1 箇所

注：計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

#### ③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代から将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準(54指標)が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

I 生物多様性の保全	地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進とともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。
II 森林生態系の生产力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。

III 森林生態系の健全性と活力の維持	外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除及びシカの捕獲を推進する。
IV 土壤及び水資源の保全と維持	降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養 <sup>かんよう</sup> のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。
V 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	地球温暖化防止に貢献するため、温室効果ガスの吸収源と位置づけることのできる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、間伐や再造林等の森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。
VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮に取り組むとともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」 <sup>もり</sup> として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。
VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」 <sup>もり</sup> として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

#### ④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養<sup>かんよう</sup>等の公益的機能の維持増進、「新しい林業」の実現に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全、花粉発生源対策の加速化など政策課題に取り組む。

また、近年、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、林地保全に配慮した施業等により一層取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、重視すべき機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型	公益的機能別施業森林			
	水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○	
	気象害防備エリア	○	○	○
快適環境形成タイプ		○		○
水源涵養タイプ		○		
自然維持タイプ		○	○	○
森林空間利用タイプ		○	○	○

また、機能類型区分に応じた管理経営に当たっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化やニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深かつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行う。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等地域住民の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行う。

オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壤の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行う。

なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

② 地区ごとの管理経営の方向

ア 山国・耶馬溪地区（2～30 林班）

中津市の西部に位置し、山国川水系の上流域にあり、福岡県との境をなす鷹ノ巣山(979m)をはじめとした分水嶺の稜線付近の東側斜面及び茹又山(960m)を中心とする標高500m～1,000mの地区並びに中摩殿畠山(991m)を中心とする標高600m～1,000mの地区である。

本地域の山地は、地形分類では主に中起伏山地となっているが、メサやビュートの地形が示すように溶岩台地の原面が残されており、全面的には早壯年期の山容を呈している。急峻な地形部分等を除き、大部分がスギ、ヒノキを主体とする人工林となっている。

本地区の位置、地形等から、大部分が水源涵養保安林、土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害防止機能、水源涵養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、当該地区の一帯は、ほぼ全域が耶馬日田英彦山国定公園特別地域に指定され、福岡県境及び中摩殿畠山の山頂を中心とした稜線部にはブナ林、薬師沢等の渓谷沿いにはモミ、ツガ等の針葉樹やミズメ等の落葉広葉樹が混生する優れた自然環境を有している。このため、これらの区域では、自然環境の保全・形成及び保健文化機能の発揮が期待されていることから「自然維持タイプ」又は「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

#### イ 宇佐地区（34～36、38～42、54～61、63～68 林班）

宇佐市、豊後高田市及び杵築市に位置し、駅館川、向野川の両流域に散在する標高 100m～700m の地区である。全般的に緩傾斜地の多い丘陵性の地形を呈しており、スギ、ヒノキ、クヌギの人工林が多く、天然林はシイ、カシ類等の常緑広葉樹が主体である。

この地域では、背後に高山が少なく夏季に雨量が少ないとことから、重要な水源地になっており、そのほとんどが水源かん養保安林の指定を受け、水源涵養機能の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、宇佐地域にある御許山(647m)山頂は宇佐神宮の奥宮が鎮座する箇所で、その周辺地域に国有林野がある。この地域の一部は風致保安林のほか、国指定の史跡名勝天然記念物に指定されており、また、院内地域にある鹿嵐山(758m)周辺の天然林についても、耶馬日田英彦山国定公園の要所で、優れた自然環境を有しております、自然景観の維持及び保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」又は「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

#### ウ 安心院地区（44～53 林班）

駅館川の最上流部で、宇佐市の最南端に位置し、立石山(1,070m)を中心とする標高 600m～1,000m の地区であり、一部は深見ダムの集水区域となっている。

水源かん養保安林の指定を受け、大部分がスギ、ヒノキを主体とする生育良好な人工林で、水源涵養機能の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

#### エ 別府地区（1001、1002、1004～1010、1012、1013、1016 林班）

別府市、杵築市及び日出町に位置し、由布市と境をなす由布岳(1,583m)、鶴見岳(1,375m)の山岳を中心とする地区及び別府湾を囲む丘陵地の杵築市、日出町側に向いた標高 300m～800m の地区である。

由布岳並びに鶴見岳の大半は、由布・鶴見岳自然休養林に設定されているほか、阿蘇くじゅう国立公園に指定されており、自然景観の維持及び保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、鶴見岳から伽藍岳(硫黄山)(1,045m)に連なる区域は、地盤がもろく雨水に浸食されやすい地質であり、下流には保全対象となる多数の人家や公共施設があることから、土砂流出防備保安林の指定を受けている。また、杵築市及び日出町に位置する小団地は、全域が水源かん養保安林に指定されている。このように、山地災害防止機能や水源涵養機能を発揮することが期待されていることから、「山地災害防止タイプ」又は「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

### (3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

本計画区の国有林野の管理経営に当たっては、県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献する。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを持て効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

#### ① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現にむけて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進する。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けてエリートツリー等の新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザー計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組む。また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組む。

#### ② 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業の実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業事業体の育成に取り組む。

また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組む。

#### ③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士（フォレスター）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

④ 森林・林業技術者等の育成支援

大学の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努める。

⑤ その他

「国民の森林」としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組（関係市町村等と連携した鳥獣被害対策の実施等）の推進、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸收源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な生育段階からなる森林のモザイク的配置や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組む。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう計画的に整備する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

また、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応する。

労働災害がなく、健康で明るく働くように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成を図る。

① 伐採総量

単位 m<sup>3</sup>、ha

区分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
本計画	94,766	197,947(1,999)	12,287	305,000
前計画	111,296	180,576(1,852)	14,628	306,500

注 ( ) は、間伐面積である。

② 更新総量

単位 ha

区分	人工造林	天然更新	計
本計画	292	46	337
前計画	198	2	200

③ 保育総量

単位 ha

区分	下刈	つる切	除伐	ぼう芽整理
本計画	648	71	100	-
前計画	492	77	60	-

④ 林道の開設及び改良の総量

区分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数量	15	7,300	19	5,500

(5) その他必要な事項

治山事業は、国民の安全と安心を確保するため、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進する。具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進する。その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方にも符合する取組であることを踏まえるとともに、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努める。

また、大規模な山地災害発生時には、被害状況を速やかに調査するためにヘリコプターやドローン等を活用した被害調査を実施するとともに、専門技術を有した職員からな MAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）をリエゾン（情報連絡員）や山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図る。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は、国立公園等が指定されており、また、レクリエーションを目的とした森林への入込利用者が多く、特に、春季は山菜採りのシーズンと乾燥期、季節風等が重なり、山火事発生の危険が増大する。このため、地元住民及び地元市町村等と連携を密にして、山火事防止のPR、啓発活動等に努めるとともに、森林保全巡視を強化し、山火事等の未然防止に万全を期する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、廃棄物対策協議会、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努める。

#### ② 境界の保全管理

境界標の巡査及び境界巡視を確実に行い、境界の保全管理に努める。

### (2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病害虫による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。特に松くい虫被害については、適切な防除により被害の防止に努める。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等については、適切に保護・保全を図っていく。

### (4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源涵養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努める。

深刻な状況にあるニホンジカなどの野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、生息状況や森林被害のモニタリングを推進し、被害状況の把握に努め、その結果を踏まえて、防護柵の設置等の防除活動や、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等との協力による効果的かつ効率的な捕獲等を総合的かつ効果的に推進する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進する。

尾根筋や溪流沿い等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

## 3 林産物の供給に関する事項

### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資するため、需要先と事前に協定を締結し、その協定に基づき計画的に丸太を供給する安定供給システム販売に取り組む。

さらに、民有林・国有林が連携しつつ合理的な販売・流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努める。

## (2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムによる木材生産やニーズに応じた安定供給に努める。

また、庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において、木材利用の促進に取り組む。

## 4 国有林野の活用に関する事項

### (1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る。また、令和3年に整備した貸付け等手続きマニュアルに基づき、手続きの迅速化・簡素化等に努める。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱う。

本計画内の南に位置する別府鶴見岳地域は、都市部からも比較的近く、豊かな自然景観など豊富な観光資源に恵まれていることからハイキング、登山など森林を利用したレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。

また、豊かな森林資源を背景にした木材加工業やキノコ、山菜、果樹等を利用した食品加工業が地域の重要な産業となっており、今後もこうした地理的条件を生かした産業の振興等を通じ、魅力ある地域づくりを進めていく必要がある。このため、都市部からの来訪者の増加に対応した農林水産物の生産加工体制の整備等地域における産業の振興に資する国有林野の活用を積極的に推進する。

本計画区は、水源かん養保安林を主体とした保安林指定地域が大半を占め、都市部や灌漑用の水がめとして重要な役割を果たしていることから、都市住民等の参加による水源林の造成を推進する。

「レクリエーションの森」の管理経営に当たっては、民間活力を活かした施設整備等の推進、及び地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等やボランティア、N P O、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポート制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努める。

### (2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たっては、道路等の公用・公共用地は貸付・使用又は売り払い等により、地域の産業の振興に係る活用については貸付又は売り払いによる。また、水源林造成等については、分収林制度を積極的に推進する。

### (3) その他必要な事項

該当なし。

## 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

### (1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等に取り組む。

また、森林共同施業団地や、国産材の流通合理化のニーズが高い地域等においては、国産材の安定供給体制の構築に資するよう路網や土場の共同利用やこれまでの「システム販売」の実績や経験を活かして民有林材との協調出荷等に取り組む。

### (2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病害虫、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林野と一体的に行い、民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努める。

### (3) その他必要な事項

該当なし。

## 6 国民の参加による森林の整備に関する事項

### (1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進する。

#### ふれあいの森

名 称	面積(ha)	位置(林小班)
山国川エコ・リバーツーリズム源流の森	3	2り2、3ほ1、ほ2

### (2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

### (3) その他必要な事項

協定の締結により持続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境

を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能の発揮を行うよう努める。

#### 遊々の森

名 称	面積(ha)	位置(林小班)
猪の瀬戸・遊々の森	16	1009 よ 2、た～た 2、れ～そ 1、つ、ね、や、イ

### 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

#### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、本計画区域内のフィールド提供を積極的に行う。

#### (2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与することに努め、その際には特に次の点に留意する。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

#### (3) その他必要な事項

該当なし。

